

「共謀罪」の新設に反対する意見書（案）

政府は今国会で、犯罪の計画段階で処罰が可能となる「組織犯罪処罰法改正案」、いわゆる「共謀罪」法案の早期成立を目指すとしている。この法案は、自由と民主主義がかかった重大法案であり、これまで3度も国会に提出されてきたが、恣意的な適用が懸念されると批判され、全国の反対の世論により、廃案となった経緯がある。

今国会では、オリンピック開催などを理由にして、「テロ等準備罪」と名称を変え「テロ対策のため」としているが、思想や内心を取り締まるこれまでの「共謀罪」と本質的になんら変わるものではない。

日本の刑法は、「個人の生命や身体、財産など保護されるべきものを侵害する行為」を処罰することが大原則とされてきた。しかし、この「共謀罪」は、犯罪行為ではなく、意思や合意でも処罰の対象にするものであり、憲法が保障する思想及び内心の自由に踏み込む、現代版「治安維持法」とも言えるものである。

当初700近い対象犯罪が277の法律に縮小されとしているが、これらの犯罪を対象とすべきか具体的に検証したわけではない。「共謀罪」は「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（通信傍受法）を濫用し、国民の会話や電話、メールなどを日常的に盗聴、監視され、個人の人権を侵害することにつながる。また、警察のおとり捜査、密告や通報が奨励され、冤罪が格段に増加することも危惧されている。

国会審議のなかで、「共謀罪」法案が市民と犯罪集団の境目があいまいで、一般市民にたいする弾圧、日常的監視に乱用される危険はますます明白となっている。

政府は国際組織犯罪防止条約の批准も共謀罪新設の根拠としているが、日本政府をはじめG8のほとんどの国が「テロリズムは本条約の対象とすべきでない」と主張しており、本条約がテロ防止条約でないことは明らかになっている。日本はすでに、テロ防止のための13本の国際条約を締結し、66の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法を整備しており、同条約の締結に共謀罪の新設は不要である。

よって、本市議会は国に対し、「共謀罪」を新設しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月 日

大 分 市 議 会

（提出先） 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣